

第4章 事業継続計画

一部抜粋

4 - 1. 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、浜田ガスの従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガス・プロパンの供給及び製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から人流の制限や業務の制限、またテレワークなどにより事業を縮小する。特にお客さまと対する業務は最小限度に留める。

(3) 事業継続計画の発動

原則として第三段階県内早期の状況でBCPの検討を行い、通常業務に支障をきたすと判断した場合、対策本部長は事業継続計画を発動する。

4 - 2. 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針

平常時の業務を【表4-1】のとおり3つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし「C 休止業務」は先送りしても差支えの無い業務と位置付け、事業縮小計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

【表4-1】 業務の分類

区分	名称	内容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務
C	休止業務	業務内容を先送りしても差支えの無い業務